

「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（最終案）について

1 計画策定の経緯

「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」は、令和6年11月に第2回児童福祉分科会で中間案を説明しました。その後のパブリックコメントの実施や三重県子ども・子育て会議における議論等もふまえ、別添のとおり最終案を取りまとめたところです。

なお、計画案中の10ページ及び17ページの「量の見込み、確保方策」については、現在、市町において、子ども・子育て会議等の意見を踏まえながら策定作業が進められているところであるため、暫定値としており、年度末までに精査して取りまとめていきます。

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月15日（水）まで

(2) 意見数

本計画に対する意見はありませんでした。

3 市町からの主な意見に対する考え方

(1) 病児保育について

【意見】

県が主導し、地域別に拠点となる医療機関を選定し、各市町からの分担金をもとに、県民であれば、どこも同じ条件で利用できる病児保育事業の実施について検討できないか。

【考え方】

県では、単独の市町における病児保育事業の安定運営に向けた支援に加え、地域間の広域連携を促進し、病児保育施設がない市町の住民が施設を利用できるよう、利便性を高めるための支援を行ってきたところです。

病児保育の事業主体が市町であることを基本として、引き続き、地域の実情を踏まえながら、新たな施設の設置や広域連携の促進のために必要な支援を行っていくこととします。

4 三重県子ども・子育て会議での主な意見に対する考え方

(1) 「保育者」の記載について

【意見】

保育に携わるのは保育士のみならず、幼稚園教諭や保育教諭もいることから、保育に関わりを持つ者を総称して「保育者」と記載してはどうか。

【考え方】

現在のところ、「保育者」という言葉は一般的ではなく、混乱が生じる恐れがあることから、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に共通して関係するところは、「保育士等」との表現で記載します。

(2) 保育士の確保について

【意見】

労働条件への不満等を理由に離職する保育士等があり、国は処遇改善を行っていくとしているが、保育士等が継続的に働いていけるための具体的なサポートが必要ではないか。また、新規保育士の確保も課題である。

【考え方】

県では、令和6年度から、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」による、アウトリーチでの相談支援に取り組み、保育所等の職場環境の改善を図ることで保育士等の離職防止につなげています。また、令和7年度からは、保育実習担当者向け研修を開催し、質の高い保育実習を行うとともに、保育のやりがいや魅力を伝えることができる保育実習担当者を育成することで、指定保育士養成施設の学生が一人でも多く保育所等に就職することで新規保育士の確保を図っていきたいと考えています。

5 中間案からの主な変更・追加等

(1) 保育士の確保の強化に関する取組内容等の追加 (P23~24)

三重県保育士・保育所支援センターの人材バンクとしての機能の強化や、保育士資格取得をめざす学生に対して質の高い保育実習を行うための保育実習担当者への研修の実施等について記載しました。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進について取組内容等の記載 (P33~34)

ありのままでみえっこプランをベースに、ひとり親家庭に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、ひとり親家庭にある子どもの生活に関する支援、ひとり親への就労の支援など、ひとり親家庭の自立に向けた支援について記載しました。

(3) 仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進について取組内容等の記載

(P37)

ありのままでみえっこプランをベースに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰や「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定等を通じた働きやすい環境づくりの取組、企業での育児休業取得促進の取組等について記載しました。

6 今後の予定

令和7年	3月	計画の策定 公表
	4月～	計画に基づく施策の推進 三重県子ども・子育て会議による進行管理（進捗状況等の評価、改善方策等の検討）